

最高裁秘書第2487号

令和3年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年7月2日付け（同月5日受付、第030331号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成10年4月30日付最高裁総二第22号「図書資料事務取扱要領」（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

図書資料事務取扱要領

(平成10年4月30日付最高裁総二第22号)

(一部改正 平成13年4月 2日付最高裁総二第23号)

(一部改正 平成24年3月27日付最高裁総二B第000031号)

(一部改正 平成31年3月28日付最高裁総二B第58号)

(一部改正 令和3年3月29日付最高裁総一第381号)

1 趣旨

この要領は、最高裁判所を除く各裁判所の行う図書及び資料に関する事務の取扱いについて基本的な指針を示すものである。

2 定義

- (1) 「図書」とは、物品管理官が物品管理法に関する通達の定めにより備品とした書籍をいう。
- (2) 「資料」とは、図書以外の書籍（以下「準図書」という。）、加除式刊行物、逐次刊行物、パンフレットその他の刊行物をいう。

3 事務

図書及び資料（以下「図書資料」という。）に関する事務とは、図書資料の収集、受入、整理、保管、閲覧、参照等の事務であり、図書資料を適切に収集・整理保管し、効率的に利用者に提供することにより、適正かつ迅速な裁判の実現に奉仕するという目的を十分考慮し適切に行うものとする。

別表のB欄に掲げる庁の本庁の図書資料事務については別表のA欄に掲げる庁の事務局総務課が、別表のB欄に掲げる庁を除く庁の本庁の図書資料事務については事務局総務課が、その他の庁の図書資料事務については庶務課が行う。

4 図書資料のデータの入力及び管理

- (1) 図書資料に関するデータは、図書資料事務取扱要領細則に定めるコンピ

データを利用した事務処理システム（以下「システム」という。）に入力し、管理する。ただし、官報、新聞、パンフレット等長期の保存を必要としない資料及び裁判官等の職員に供用された六法については、この限りでない。

（2）支部及び簡易裁判所においては、（1）の本文の方法に代えて、図書は図書原簿（別紙様式第1）に、資料は資料簿（別紙様式第2又は別紙様式第3）に登載し、管理することができる。

5 除籍

（1）図書資料で、汚損し、若しくは亡失したもの又は不用になったものは除籍する。

（2）除籍は、システムの記憶装置に記録した当該図書資料のデータを抹消する方法で行う。ただし、4の（1）の方法による記録がされておらず、図書原簿又は資料簿に登載されている図書資料については、図書原簿又は資料簿から当該図書資料の記載を抹消する方法で除籍する。

（3）図書資料について亡失等の除籍の事由となる事実が生じた場合には、速やかに物品管理官又は分任物品管理官に報告する。

6 管内の裁判所に対する指導

別表のB欄に掲げる庁を除く庁の事務局総務課は、支部及び管内の簡易裁判所における図書資料の取扱いについて指導及び助言を行う。

また、別表のA欄に掲げる庁の事務局総務課は、別表のB欄に掲げる庁の支部及び管内の簡易裁判所における図書資料の取扱いについて指導及び助言を行う。

7 参照事務

別表のB欄に掲げる庁を除く庁の事務局総務課は、利用者の求めに応じて図書資料の検索及び所要の調査を行い、必要な情報を提供する。

(別表)

| A | B | A | B |
|-----------|--------------------|----------|----------|
| 東京高等裁判所 | 東京地方裁判所 | 山口地方裁判所 | 山口家庭裁判所 |
| 大阪高等裁判所 | 大阪地方裁判所 | 岡山地方裁判所 | 岡山家庭裁判所 |
| 名古屋高等裁判所 | 名古屋地方裁判所 | 鳥取地方裁判所 | 鳥取家庭裁判所 |
| 広島高等裁判所 | 広島地方裁判所 | 松江地方裁判所 | 松江家庭裁判所 |
| 福岡高等裁判所 | 福岡地方裁判所 福岡家庭裁判所 | 佐賀地方裁判所 | 佐賀家庭裁判所 |
| 仙台高等裁判所 | 仙台地方裁判所 | 大分地方裁判所 | 大分家庭裁判所 |
| 札幌高等裁判所 | 札幌地方裁判所 | 鹿児島地方裁判所 | 鹿児島家庭裁判所 |
| 高松高等裁判所 | 高松地方裁判所 | 宮崎地方裁判所 | 宮崎家庭裁判所 |
| さいたま地方裁判所 | さいたま家庭裁判所 | 福島地方裁判所 | 福島家庭裁判所 |
| 千葉地方裁判所 | 千葉家庭裁判所 | 山形地方裁判所 | 山形家庭裁判所 |
| 水戸地方裁判所 | 水戸家庭裁判所 | 盛岡地方裁判所 | 盛岡家庭裁判所 |
| 宇都宮地方裁判所 | 宇都宮家庭裁判所 | 秋田地方裁判所 | 秋田家庭裁判所 |
| 前橋地方裁判所 | 前橋家庭裁判所 | 青森地方裁判所 | 青森家庭裁判所 |
| 甲府地方裁判所 | 甲府家庭裁判所 | 函館地方裁判所 | 函館家庭裁判所 |
| 長野地方裁判所 | 長野家庭裁判所 | 旭川地方裁判所 | 旭川家庭裁判所 |
| 奈良地方裁判所 | 奈良家庭裁判所 | 釧路地方裁判所 | 釧路家庭裁判所 |
| 大津地方裁判所 | 大津家庭裁判所 | 徳島地方裁判所 | 徳島家庭裁判所 |
| 和歌山地方裁判所 | 和歌山家庭裁判所 | 高知地方裁判所 | 高知家庭裁判所 |
| 津地方裁判所 | 津家庭裁判所 | | |
| 岐阜地方裁判所 | 岐阜家庭裁判所 | | |
| 福井地方裁判所 | 福井家庭裁判所 | | |
| 金沢地方裁判所 | 金沢家庭裁判所 | | |
| 富山地方裁判所 | 富山家庭裁判所 | | |

(別紙様式第1)

図書原簿

(別紙様式第2)

資料簿

No.

(別紙様式第3)

資料

No.